

IBM CareDiscovery Quality Measures

本「サービス記述書」は「クラウド・サービス」について規定するものです。該当する注文関連文書には、お客様の発注に関する価格の詳細情報および追加の詳細情報が記載されています。

1. クラウド・サービス

IBM CareDiscovery Quality Measures は、「必須指標」データの収集、ならびにメディケア・メディケイド・サービス・センター (CMS) および医療施設認定合同機構 (TJC) に対する送信をサポートする、規制当局への報告ソリューションです。IBM CareDiscovery Quality Measures は、迅速かつ効率的なデータのアップロードおよび抽象化の機能を提供し、医療の品質に関わるスタッフが以下を行えるようにします。

- 指標セット、退院データ、または完了状況に従って、データの抽象化をカスタマイズする。
- 個別の指標について、患者レベルと医師レベルのパフォーマンス・スナップショットを作成する。
- 臨床および病院の指導者層に結果を提示する。
- データが CMS/TJC に送信される前に、治療の品質に関する課題およびデータ収集の問題を特定する。

1.1 オファリング

お客様は、利用可能な以下のオファリングから選択することができます。

1.1.1 IBM CareDiscovery Quality Measures

IBM CareDiscovery Quality Measures は、お客様が選択した指標セットを収集し、CMS および TJC またはそのいずれかに送信する機能を提供します。お客様は、注文時に、IBM から提供されるオプションからデータ送信の形式を選択します。このサービスは以下を提供します。

- ユーザーのセットアップ、およびお客様が指定するユーザーのアクセス ID
- 選択された報告指標についてデータを抽象化する機能を提供する「データ収集」ツール、レビューおよびさらなる抽象化を目的としたデータのロード、National Hospital Quality Measures (NHQM) の規則に基づくレコード・サンプリング、ならびにお客様のユーザーが「インプット・データ」に加えたすべての変更に関する監査ログ
- データ処理 (品質保証チェックを含む)
- 規制当局への送信 (報告先機関で電子的送信が利用可能な場合)
- アウトプット・データおよびレポート (Web ベースのレポート、Web フォーマットのデータ・テーブル、および患者レベルのデータをエクスポートする機能を含む)
- IBM CareDiscovery Quality Measures の Web ベース・トレーニングおよびオンライン・コミュニティーに対するユーザーのアクセス

1.1.2 IBM CareDiscovery Corporate Reporting

IBM CareDiscovery Corporate Reporting は、医療システムのスタッフに、医療システム内のすべての病院を含む複合レポート、および病院ごとのレポートへのアクセスを提供します。

1.1.3 IBM CareDiscovery Quality Measures Secure ID Token

IBM CareDiscovery Quality Measures Secure ID Token は、紛失した RSA Secure ID の 2 要素認証フォブに代わるものを提供します。RSA Secure ID フォブは、ユーザーが IBM CareDiscovery Quality Measures アプリケーションにアクセスするために必要です。

1.2 オプション・サービス

1.2.1 IBM CareDiscovery Quality Measures Concurrent Abstraction Module

IBM CareDiscovery Quality Measures Concurrent Abstraction Module では、患者が入院中で医療が積極的に提供され続けている場合に、ユーザーが症例を抽象化および管理できるようにすることで、患者が退院する前に品質と成果を改善する機会を提供します。

1.2.2 IBM CareDiscovery Quality Measures Expedite Abstraction Module

IBM CareDiscovery Quality Measures Expedite Abstraction Module は、お客様の「病院情報システム (HIS)」からの直接的な HL7 データ・フィードを提供することで「同時抽象化」を拡張し、同時レコードの特定および作成に要する時間を短縮します。

1.2.3 IBM CareDiscovery Quality Measures IPF PPS Incentives

IBM CareDiscovery Quality Measures IPF PPS Incentives は、Hospital Based Inpatient Psychiatric Services (HBIPS - 病院ベースの入院患者に対する精神医学的サービス)、予防接種 (IMM)、物質使用 (SUB)、煙草 (TOB)、遷移レコードおよび代謝異常に関する指標の収集およびレポートを追加します。

1.2.4 IBM CareDiscovery Quality Measures Get With The Guidelines Export

IBM CareDiscovery Quality Measures Get With The Guidelines Export は、米国心臓協会 (AHA) および米国脳卒中協会 (ASA) の Get With The Guidelines (GWTG) プログラムに送信するために、IBM CareDiscovery Quality Measures から必須指標データを抽出する機能を提供します。エクスポートには、必須指標と GWTG の脳卒中指標の間で共通するデータ要素が含まれます。お客様は、エクスポート結果を GWTG プログラムに送信する責任を負います。

1.2.5 IBM CareDiscovery Quality Measures Quest Collaborative Export Annual Fee

IBM CareDiscovery Quality Measures Quest Collaborative Export Annual Fee は、Premier Inc. の Quest Collaborative プログラムに送信するために、必須指標データを IBM CareDiscovery Quality Measures から抽出する機能を提供します。エクスポートには、必須指標と Quest Collaborative の間で共通するデータ要素が含まれます。お客様は、エクスポート結果を Quest Collaborative プログラムに送信する責任を負います。

1.3 アクセラレーション・サービス

1.3.1 IBM CareDiscovery Quality Measures Expedite Reimplementation

IBM CareDiscovery Quality Measures Expedite Reimplementation サービスは、お客様の「病院情報システム」の変更により、迅速かつ直接的な HL7 データ・フィードの再実装が必要になる場合に使用されます。

1.3.2 IBM CareDiscovery Quality Measures EMR Vendor Change

IBM CareDiscovery Quality Measures EMR Vendor Change サービスは、お客様が異なる EMR ベンダーに移行した場合に、「クラウド・サービス」の構成に対する変更を実装するために使用されます。

1.3.3 IBM CareDiscovery Quality Measures HDF to MDSS Data Submission Format Change

IBM CareDiscovery Quality Measures HDF to MDSS Data Submission Format Change は、「クラウド・サービス」のデータ入力フォーマットを、Hierarchical Data Format (HDF) から IBM の Medstat Data Submission System (MDSS) フォーマットに再構成します。

1.3.4 IBM CareDiscovery Quality Measures HDF Format Change、IBM CareDiscovery Quality Measures MDSS File Specification Change

これらのサービスは、お客様のデータ送信の仕様/フォーマットに対する変更を IBM CareDiscovery Quality Measures システムに実装するために使用されます。

1.3.5 IBM CareDiscovery Quality Measures Data Upload Change

IBM CareDiscovery Quality Measures Data Upload Change は、IBM CareDiscovery Quality Measures へのアップロードのために送信される必須指標/データのセットに対して変更を実装します。

1.3.6 IBM CareDiscovery Quality Measures Deletion of Up to 1,000 Cases

本サービスは、お客様のデータ送信エラーにより、IBM CareDiscovery Quality Measures システムからレコードを削除、またはレコードを修正するために使用されます。リクエストごとに最大 1,000 件の症例が認められます。

1.3.7 IBM CareDiscovery Quality Measures Joint Commission Special Submissions、IBM CareDiscovery Quality Measures Joint Commission Special Submission Setup

IBM CareDiscovery Quality Measures Joint Commission Special Submissions は、「認証プログラム」を目的とする TJC への送信のために使用されます。送信は、TJC/CMS の送信カレンダーに基づいて四半期ごとに行われます。セットアップ料金が適用されます。

1.3.8 IBM CareDiscovery Quality Measures Special Transmissions

IBM CareDiscovery Quality Measures Special Transmissions により、お客様は、CMS、TJC への送信、またはその他 IBM の標準的な送信カレンダーとは異なる日時における特別な送信を要求できるようになります。

1.3.9 IBM CareDiscovery Quality Measures Retransmissions

IBM CareDiscovery Quality Measures Retransmissions により、お客様は、お客様の送信エラーにより、TJC の送信期限後に送信を要求できるようになります。データは、次のデータ送信期間中に処理され、送信されます。

1.3.10 IBM CareDiscovery Quality Measures Special Submission to CMS and TJC

IBM CareDiscovery Quality Measures Special Submission to CMS and TJC は、症例数が 5 件以下で、その患者レベルのデータ送信は行わないが、母集団およびサンプリング・データに症例を含めることが必要な病院の CMS および TJC への送信を行います。

1.3.11 IBM CareDiscovery Quality Measures Change to Joint Commission ID or Medicare ID

IBM CareDiscovery Quality Measures Change to Joint Commission ID or Medicare ID により、お客様は、医療施設認定合同機構または CMS に対する送信の処理に使用される、固有の ID の更新を要求できるようになります。更新は、設定された次の送信に適用されます。

1.3.12 IBM CareDiscovery Quality Measures Secure Electronic Data Transfer

IBM CareDiscovery Quality Measures Secure Electronic Data Transfer は、IBM CareDiscovery Quality Measures へのデータ送信のために IBM のセキュア電子データ転送 (EDT) を選択するお客様に課される 1 回限りのセットアップ料金です。EDT サービスでは、不在モードで IBM にデータを送信するために使用できるオプションが提供されています。

1.3.13 IBM CareDiscovery Quality Measures Quest Collaborative Export

IBM CareDiscovery Quality Measures Quest Collaborative Export は、Quest Collaborative Export のオプション・サービスを使用するお客様に課される 1 回限りのセットアップ料金です。

2. データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート

IBM のデータ処理補足契約書 (<http://ibm.com/dpa> に公開。「DPA」)のほか、以下のリンクの「データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート」(データ・シートまたは「DPA 別表」)にも、「クラウド・サービス」およびそのオプション(処理対象の「コンテンツ」の種類、対象となる処理活動、データ保護機能、および「コンテンツ」の保存および返却についての仕様に関連)に関する追加的なデータ保護情報が記載されています。DPA は、i) EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR)、または ii) <http://www.ibm.com/dpa/dpl> に記載されているその他のデータ保護法が適用される場合に、その適用範囲に限り、「コンテンツ」に含まれる個人データに適用されます。

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=22A64550812311E7A1A213628837956C>

3. サービス・レベルおよびテクニカル・サポート

3.1 サービス・レベル・アグリーメント

本「クラウド・サービス」では、可用性 SLA は提供されません。

3.2 テクニカル・サポート

「サービス」に対するテクニカル・サポートおよびコンテンツ・サポートが提供されます。サポートの連絡先情報およびサポート運用に関するその他の詳細は、https://www-01.ibm.com/software/support/watsonhealth/truven_support.html でご確認ください。テクニカル・サポートおよびコンテンツ・サポートは「サービス」と共に提供されるものであり、別個のオフリングとして提供されるものではありません。

4. 料金

4.1 課金単位

「クラウド・サービス」の課金単位は、「個別契約書」に記載されます。

以下の課金単位が本「クラウド・サービス」に適用されます。

- 「アイテム」とは、「クラウド・サービス」の利用により管理、処理される、または「クラウド・サービス」の利用に関連する特定のアイテムが 1 回発生することをいいます。
- 「ロケーション」とは単一の物理サイトで、「クラウド・サービス」にアクセスする物理サイトのビジネス・アドレスと一致します。
- 「要求」とは、「クラウド・サービス」に送信される、または「クラウド・サービス」で管理されるサービスを IBM が実行することを許可するお客様による行為をいいます。

4.2 リモート・サービス料金

リモート・サービスを使用したか否かにかかわらず、リモート・サービスは購入日から 90 日後に満了となります。

5. 追加条件

2019 年 1 月 1 日より前に締結されるクラウド・サービス契約書(または同等のクラウド基本契約)については、<https://www.ibm.com/acs> に掲載されている条件を適用します。

5.1 規制当局への報告

規制当局への報告は、利用可能かつお客様が選択した場合で、CMS/TJC により特に指定されていない限り、IBM が適時にお客様から「インプット・データ」を受領することを条件として、各暦四半期の終了から約 4 か月後に IBM が完了します。

5.2 対象関連会社

お客様は、「クラウド・サービス契約」に基づく権利および義務を、「対象関連会社に関する補足契約書」で指定されている、認定された「対象関連会社」にまで拡大する権利を有しています。各「対象関連会社」は、「サブスクリプション契約」およびこの「補足契約」に基づくすべての権利を有しており、またすべての義務に拘束されるものとします。これには、「クラウド・サービス」のすべての料金の支払い、「インプット・データ」の送信、ならびに「クラウド・サービス」、「アウトプット・データ」、およびその他 IBM の情報および財産(該当する場合)の保護が含まれますが、これらに限定されません。

5.3 必須指標

5.3.1 必須指標の選択

該当する報告先「機関」へのかかる指標の登録、および更新の管理については、お客様が単独で責任を負います。お客様は、該当する報告期間の最初のデータ送信に先だって、かつ当該「機関」の送信期限

の 30 日前までに、当該登録に関する文書を IBM に提出するものとします。お客様が当該「機関」の送信期限の 30 日前までに登録文書を提供できなかった場合、指標はアクティブ化されず、当該報告期間のデータは送信されません。

5.3.2 必須指標の変更

お客様は、指標の選択および「機関」に対する送信を、該当する「機関」の要件に従って変更を「機関」に登録し、該当する報告期間のかかる指標データを IBM に送信する前に (かついかなる場合も当該「機関」への送信期限の 30 日前までに)、当該変更の文書を IBM に提出することで、随時変更することができます。お客様が、上記の方法で適時に登録変更の文書を「会社」に提供できなかった場合は、該当する報告期間の指標に変更は加えられません。当初の実装後のかかる指標の変更には、追加の「料金」が必要になる場合があります。かかる「料金」は、事前に見積もられ、書面にてお客様に提示されます。

5.4 セキュア電子データ転送

セキュア電子データ転送には、指定された形式による制御情報の提出が必要になり、IBM のファイル命名規則に従ってファイル名を付ける必要があります。「セキュア電子データ転送」オプションの使用には、1 回限りのセットアップ料金が適用されます。

5.5 データの送信

- a. お客様は、IBM の公表しているデータ提出期限および「送信要件」に従って、「インプット・データ」を IBM に提供するものとします。お客様は、「インプット・データ」の送信の適時性、完全性、および正確性を保証するものとします。データの送信は、IBM CareDiscovery Quality Measures にロードされるためには、IBM が指定する「送信要件」を満たしていなければなりません。
- b. 「インプット・データ」の送信の都度、IBM は、公表されているその時点で標準となるデータ処理作業計画を使用します。お客様がデータ送信期限を守らなかった場合は、追加料金が適用され、NHQM の要件を満たすために追加送信が必要になるか、または要求されます。
- c. 「インプット・データ」が以下に該当すると IBM が判断する場合、IBM は、かかる事象についてお客様に書面で通知するものとします。(i) IBM のデータ・ルールに適合しない、(ii) 必要なフォーマットに適合しない、または (iii) それ以外で「送信要件」を満たしていない。お客様が、両当事者が設定した期限内に、IBM のデータ要件を満たすか、または満たすようにできる「インプット・データ」を送信できなかった場合、IBM は、当該データをデータベースから削除し、その時点で有効なデータ・サイクルについて製品サポートを停止する権利を有するものとします。お客様の「送信要件」充足の不履行が繰り返された場合は、本契約の重大な違反となる場合があります。

5.6 第三者のコンテンツ

5.6.1 ライセンスの規定および契約

IBM CareDiscovery Quality Measures は、第三者から使用許諾されたコンテンツを利用しており、これには「付録 A」に詳述された追加規定が含まれます。

5.6.2 可用性

「クラウド・サービス」に含まれる第三者のデータ・ソースが当該データの公開を中止するか、または当該データの開示の条件もしくは性質を変更し、いずれの場合においても、本契約に基づき IBM から提供される製品およびサービスの基本的な性質または価値が不利となる重大な影響を受けたと IBM が独自に判断した場合は、IBM は、本契約を解約し、「個別契約書」に明示された「期間」の残りの部分に帰せられる料金の部分を、本契約に従って IBM が負う債務全額の支払いとしてライセンシーに弁済することができます。

5.7 政府機関のユーザー

本「サービス記述書」に記載された IBM CareDiscovery Quality Measures のソリューションおよびサービスは、48 C.F.R. 2.101 に定義される用語「商品 (Commercial Items)」となります。この「商品」は、48 C.F.R. 12.212 で使用される用語でいうところの「商用コンピューター・ソフトウェア (Commercial Computer Software)」および「商用コンピューター・ソフトウェア文書 (Commercial Computer Software

Documentation)」で構成されます。48 C.F.R.12.212 および 48 C.F.R.227.7202-1 から 227.7202-4 までに従って、米国政府のすべてのエンド・ユーザーは、本契約に明示的に定める権利のみと共にかかる製品を取得します。

6. オーバーライド条件

6.1 個人データの処理

両当事者間の「クラウド・サービス」基本条件の「コンテンツおよびデータ保護」項にいかなる矛盾する規定があっても、以下の条件が優先します。本契約に従って、お客様と IBM は、EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR) が「コンテンツ」に含まれる個人データに適用される場合に、その適用範囲に限り、<http://ibm.com/dpa> に掲載されている IBM のデータ処理補足契約書 (以下「DPA」といいます。) および該当する DPA 別表が本契約に適用され、本契約を補足することを了解します。現在、本「クラウド・サービス」は GDPR が適用される個人データを処理するように設計されておらず、そのため、DPA および該当する DPA 別表は「クラウド・サービス」の対象範囲外です。お客様は、GDPR が適用される個人データが、現在も今後も「コンテンツ」に含まれておらず、「クラウド・サービス」提供の一環としてお客様に代わって担う「処理者」としての IBM に提供されないことを保証します。

お客様が、GDPR が適用される個人データを処理者としての IBM に実際に提供しようとする場合は、かかるデータの提供に先だって、お客様は書面で IBM に通知するものとします。IBM が書面により当該データの受領に同意した場合は、かかる同意を得た後に、お客様は当該データを提供することができます。お客様と IBM は、GDPR に基づく各自の義務を遵守し、本契約で参照されている DPA および該当する DPA 別表が本契約に適用され、本契約を補足します。

6.2 お客様データの使用

両当事者間の「クラウド・サービス」基本条件の「コンテンツおよびデータ保護」項にいかなる矛盾する規定があっても、以下の条件が優先します。お客様は、以下を使用、コピー、配布、表示、修正、サブライセンス、販売、リース、譲渡、および他の製品やサービスに組み込むための、非独占的かつ永続的な全世界にわたる無償の権利を IBM に許諾します。

- a. 患者またはお客様が特定データの情報源であると特定されないようにマスクされた「お客様の情報」。これには、データ集約サービスの提供のために、IBM の他のお客様から受領した「お客様の情報」と組み合わせて、集約することが含まれます。
- b. お客様またはその従業員が、本契約に基づく運用の過程で IBM に提供または開示することがあるアイデア、助言、改善、またはサービス

6.3 医学的用途の免責事項

以下の条件は、両当事者間の基本「クラウド・サービス」の一般条項と矛盾する条件に優先します。お客様は、IBM が医療活動に従事しているのではないこと、および「クラウド・サービス」および「クラウド・サービス」の使用により生み出された製品は情報ツールに過ぎず、医療アドバイザーの有資格者に代わるものではないことを了解し、これに同意します。「クラウド・サービス」を使用して行われる、すべての医療行為管理および患者の治療に関する決定は、お客様およびお客様が許可した人員が全面的な責任を負います。お客様は、不適切な治療が「クラウド・サービス」または成果物を利用あるいはそれらに依拠した結果として発生したものであるというあらゆる申し立てに対して、IBM、その役員、取締役、株主および従業員を補償し、免責し、それらに弁済することに同意します。

第三者ライセンスの規定および契約

1. 米国医師会

IBM は「米国医師会」(以下「AMA」といいます。)から、ライセンスが特定の条件に拘束されることを条件に、医療サービスの報告のための用語およびコードのコーディング体系である **Current Procedural Terminology, Fourth Edition** (以下「CPT」と総称します。)を「プログラム」の一部として配布し、サブライセンスする権限を付与されています。ライセンスの CPT の使用権は、ライセンスが CPT の重要な条件のいずれかを遵守しなかった場合は解除されます。

「プログラム」に適用される条件は、通常、CPT にも適用されます。以下に、CPT に適用される追加条件を示します。

- a. 「プログラム」に含まれる CPT を使用するためのライセンスの権利は、譲渡不能かつ非独占的であり、ライセンスの社内使用の目的に限られ、また以下の国での使用に限定されます。
アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、バハマ、ベルギー、バーミューダ、ブラジル、英領バージン諸島、カナダ、ケイマン諸島、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、グアテマラ、香港、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、韓国、レバノン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポルトガル、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国およびその領土、ならびにベネズエラ。
- b. ライセンスは、権限のない第三者に対して、CPT、または CPT のコピーもしくは一部を、インターネットまたはその他公開されたコンピューター・ベースの情報システムを通じて公表または配布、派生成果物(翻訳を含む)を作成、移転、販売、賃貸、使用許諾、またはその他の方法で提供することを禁じられます。
- c. 「プログラム」での CPT の更新版の提供は、IBM が AMA との間で契約関係を維持していることに依存しています。
- d. ライセンスは、「プログラム」へアクセスする権限のあるすべてのユーザーが、「プログラム」に適用される条件を遵守するよう求めるものとしします。
- e. CPT は AMA により著作権保護された、AMA の登録商標です。
- f. 「プログラム」には、「米国医師会」(330 North Wabash Avenue, Chicago, Illinois 60611) が全費用を負担して開発した商用技術データである CPT が含まれます。「米国医師会」は、「FAR 52.227-14 (Data Rights – General)」および「DFARS 252.227-7015 (Technical Data – Commercial Items)」のライセンスに基づいて、またはその他のライセンスに関する規定に基づいて、連邦政府に CPT の使用を許諾することに同意しません。「米国医師会」は、「連邦政府」機関とのライセンスを承認するあらゆる権利を留保します。
- g. ライセンスのみが、バックアップまたはアーカイブの目的で CPT のコピーを作成することができます。
- h. 商標および著作権表示を含む、所有権に関するあらゆる通知は、すべての許可されたバックアップまたは作成されたアーカイブ・コピーに掲載しなければなりません。
- i. CPT は「現状有姿」で提供され、AMA は、データの順序、正確性もしくは完全性にかかわる派生的損害、特別損害もしくは逸失利益に対する責任、またはライセンスの要件を満たしていることを含め(これらに限定されません)、いかなる保証も行わず、責任を負いません。AMA が負う唯一の責任は、データが完全ではない場合に CPT の代替コピーを提供することです。AMA は CPT に含まれる情報または含まれない情報の使用、誤用、もしくは解釈に起因する結果に対する責任を否認します。
- j. 債務不履行になった場合には、CPT を使用するライセンスの権利はなくなります。

- k. いずれかの条項が法律に違反しているか、または執行不能であると判断された場合、「プログラム」に適用される残りの条件は、引き続き完全な効力を有するものとします。
- l. 「プログラム」に適用される条件の重大な違反の結果として知的所有権を行使する場合、その行使に必要な範囲に限り、AMA は第三者受益者になります。